

全国知的財産権侵害品・模倣粗悪品製造販売摘発活動指導者グループ
弁公室等の機関による「権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に
関する意見（意見募集稿）」の意見募集に関する公告

権利侵害品・模倣品の廃棄業務を強化し、人民大衆の生命の安全と身体の健康を守り、市場環境を浄化し、抑止効果を得るために、全国知的財産権侵害品・模倣粗悪品製造販売摘発活動指導者グループ弁公室（以下、「全国指導者グループ弁公室」という）は関係部門と共同で、『権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見（意見募集稿）』を起草した。関連規定に従って社会に向けて意見を募集するので、各関係機関又は個人は2020年8月5日までに改正意見を全国指導者グループ弁公室にフィードバックしてください。公衆は以下の方法によって意見をフィードバックすることができます。

一、国家市場監督管理総局ウェブサイト（URL：<http://www.samr.gov.cn>）にアクセスし、ホームページにおける「相互交流」欄の「意見募集・調査」を通じて意見を提出してください。

二、電子メールにて意見を全国指導者グループ弁公室のメールアドレス（qgsdb@samr.gov.cn）宛てに送付してください。電子メールの表題に『権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見（意見募集稿）』の意見募集」と明記してください。

三、意見を「〒100820 北京市西城区三里河東路8号 国家市場監督管理総局法執行検査局」宛てに郵送してください。書簡の封筒に『権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見（意見募集稿）』の意見募集」と明記してください。

全国知的財産権侵害・模倣粗悪品製造販売摘発活動指導者グループ弁公室
2020年6月22日

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。